

研修を受ける皆さんへ

令和6年4月1日改定

山形県市町村職員研修所
〒990-0023 山形市松波三丁目7番1号
TEL 023-622-2721 Fax 023-622-2737

山形県総合研修センターは、市町村・県職員の合同研修施設です。
研修生は、次の事項を守って、お互い気持ちよく研修を受講しましょう。

1 受講について

- (1) 研修初日は、開講行事又はオリエンテーションの5分前までに着席してください。なお、名札の準備や講義資料の配付がありますので、時間に余裕をみてお早めにお越しください。また、昼食後の再開時なども「5分前」までに着席してください。
- (2) 携帯電話等は、電源を切るか、マナーモードに設定し、着信音やバイブ音が鳴らないようにしてください。
- (3) 講義中の写真撮影、録音、録画を禁止します。
- (4) 講義資料は、著作物です。著作権法で認められた範囲で利用してください（講義資料の全部、または一部を複製することも著作権の侵害にあたります。）。
- (5) お互いの名前を覚え、交流を深めるため、常に名札を着用してください。名札は研修所で準備する名札カード・ケースを利用するか、普段職場で使用しているものを持参してください。
- (6) 出席簿には毎朝、サインをしてください。（押印不要）
- (7) やむを得ない理由（災害対応・議会对応・体調不良・忌引き、その他これらに類似のもの）により欠席・早退・遅刻をしなければならない場合は、各市町村等の研修担当者に連絡のうえ欠講届を提出してください。

2 利用上の留意事項について

- (1) 建物内は土足で構いませんが、備え付けのスリッパの利用も可能です。ただし、下足箱の指定はしませんので、履き間違えのないようにお願いします。
- (2) 傘は、玄関入口の傘立てを利用してください。
- (3) コート類は、研修室前廊下のロッカーを利用してください。
- (4) 貴重品は、各自が責任を持って管理してください。
- (5) 自動車は、「研修生・職員駐車場（北側）」（裏面、全体配置図○印）を利用してください。なお、駐車場内の事故については、各自が責任を持って対処してください。
- (6) 講義や休憩時間中に換気を行うことがあります。各自で衣服等により体温調節を行ってください。

3 飲食について

昼食は、1階食堂又は指定された研修室等を使用し、それ以外の場所では飲食しないでください。飲み物の自動販売機は、1階食堂脇にあります。夏季の講義で暑さ対策として許可された場合を除き、指定された場所でお飲みください。

4 喫煙について

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）の施行に伴い、受動喫

煙防止のため、敷地内は禁煙となります（加熱式・電子式を含む。）。
当研修所の敷地内においては、屋内外を問わず喫煙はできません。

5 非常時について

非常時の避難場所は、「研修生・職員駐車場（南側）」（裏面、全体配置図○印の南側）となります。発災の際は、研修担当の指示に従い、整然と避難してください。

6 所内の施設利用について

(1) 図書室

自己啓発のため、積極的に図書を活用してください。

なお、図書を図書室外で利用する場合は、事務室に備え付けの「図書貸出簿」に記入し許可を得てください。

(2) 保健室

1階の保健室（畳部屋）に布団・毛布類がありますので体調がすぐれない場合などに利用してください。

案内図



全体配置図

ここから、駐車場にお入りください

